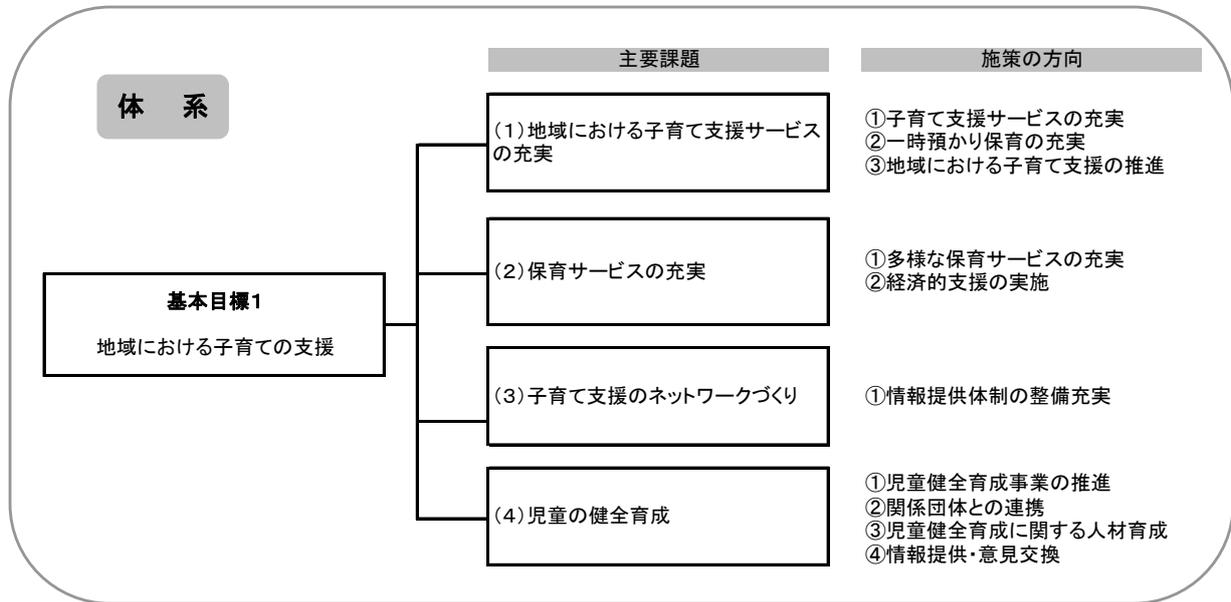


三。各論

基本目標1 地域における子育ての支援



1 地域における子育て支援サービスの充実

子どもを安心して育てる環境を整備していく上で、地域において子育てを支援する仕組みは必要不可欠なことです。しかしながら、就業形態やライフスタイルの変化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。そのため、子育て家庭の生活実態や意向を把握し、それぞれの家庭に合った子育て支援を行っていくことが重要と考えます。

(1) 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童対策としての放課後児童クラブは、前期計画がスタートした当初は1市2町合わせて7か所でしたが、年々増設し、平成20年度には13か所になりました。しかし、当初目標値としていた17か所には到達しておらず、登録児童数が定員を上回っている施設も複数あります。また、登録児童数も年々増加していることから、今後は更にニーズが高まってくると予測され、施設の増設・充実を図ります。
- 幼稚園の預かり保育事業については、利用者数は年々増加していますので、多様な就労形態等に対応するため、今後も継続して実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------------|--|-----------------|
| 1 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(主に低学年)を、放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図ることを目的として実施しています。今後は放課後児童健全育成事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 2 | 幼稚園預かり保育事業 | 幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育する預かり保育事業を実施しています。前期計画に引き続き、今後も事業の充実を図っていきます。 | 学校教育課 子育て支援課 |



Ⅱ 各論

■ 基本目標1 地域における子育ての支援 ■

(2) 一時預かり保育の充実

- 保護者の多様なニーズに対応するため、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）や病後児保育事業、一時預かり事業などを実施しています。特に一時預かり事業については、前期計画がスタートした当初より実施保育所は年々増加しており、平成20年度には18か所で実施されています。
- 後期計画においては、全ての認可保育所での実施を検討します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|--------|
| 3 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 児童を養育している家庭の保護者が、疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、一定の期間その児童を児童福祉施設で養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。現在、市内の児童福祉施設1か所で実施されており、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 4 | 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 児童を養育している家庭の保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導、食事の提供などを行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。現在、市内の児童福祉施設1か所で実施されており、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 5 | 病児・病後児保育事業（病後児保育）【施設型】 | 病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する事業です。現在、市内1か所で実施されていますが、今後は事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 6 | 一時預かり事業 | 就労形態の多様化や、保護者の傷病等により児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより、児童の福祉の増進を図っています。今後は事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |

■ 基本目標1 地域における子育ての支援 ■

(3) 地域における子育て支援の推進

- 地域子育て支援拠点事業については、前期計画がスタートした当初は、地域子育て支援センターとして1市2町で2か所でしたが、平成18年以降は3か所で開催しています。現在これらの施設はセンター型として運営されていますが、今後は機能充実を図り、子どもや保護者同士の交流や情報の入手、相談ができる体制づくりを進めます。
- 保護者の多様なニーズに対応するため、後期計画から新たにファミリー・サポート・センター事業の実施について検討します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|---|-----------------|
| 7 | 地域子育て支援拠点事業 | 地域の子育てに悩む母親等の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナーなどを行い、育児への援助を行っています。現在はセンター型の地域子育て支援センターが市内に3か所、ひろば型が1か所ありますが、今後は、センター型1か所ひろば型3か所を継続実施し地域における子育て中の親子の総合支援や親同士の情報交換、親子の交流を促進していきます。 | 子育て支援課 |
| 8 | 保育所・幼稚園における地域との交流事業 | 各保育所・幼稚園で体験保育事業、園庭・園舎の開放、子育て相談等の事業を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 9 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子どもの保育を「受けたいもの」と「援助したいもの」との連絡及び調整を行い、援助希望者の講習その他の必要な援助を行なう事業です。今後は子育て中の保護者の生活実態やサービス利用意向等を把握し、当該事業の実施に向けた検討を行います。 | 子育て支援課 |
| 10 | エンゼルサポート事業 | 2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事等の軽減を図ることで子育てを支援します。 | 子育て支援課 |
| 11 | 安全・安心な居場所づくりの推進 | 放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動が行えるよう、放課後子ども教室の実施について検討します。 | 子育て支援課 生涯学習課 |

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

よりよい保育サービスを提供するため、要保護世帯等の把握に努め、必要なサービスを提供するとともに、保護者の経済状況等によっておこる保育・教育における格差を軽減するため、助成などの支給を行い、子育て経費の負担軽減を図ることも必要と考えます。

(1) 多様な保育サービスの充実

- 通常保育事業については、前期計画施行中は入所率が 100%を超える年が多々ありましたが、待機児童の解消に取り組み、平成 20 年度には 100%を下回る結果となっています。しかし、保育所によっては、入所児童数が定員を上回る場所もあるなど、余裕がある状況とは言いがたいため、今後とも必要な人にサービスが提供できる体制づくりに努めます。
- 延長保育事業については、前期計画スタート時には、実施保育所は 1 市 2 町で 9 か所でしたが、平成 20 年度には 15 か所にまで増加しました。多様な保育ニーズに対応するため、今後も増設を図ります。
- 休日保育事業については、前期計画スタート時には、平成 21 年度に 1 か所で実施することを目標としていましたが、平成 20 年度の時点で実施できていません。就労形態の多様化に伴い、ニーズは高いと思われまますので、実施に向けて取り組みます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------|--|--------|
| 12 | 通常保育事業 | 保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 13 | 延長保育事業 | 保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図っています。今後は事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 14 | 休日保育事業 | 日曜日、祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を、認可保育所で保育する事業です。今後は子育て中の保護者の生活実態やサービス利用意向等を把握し、当該事業の実施に向けた検討を行います。 | 子育て支援課 |

(2) 経済的支援の実施

- 前期計画において、市の保育料は、国の保育所徴収金基準額より軽減し、経済的支援を充実してきました。さらに、平成18年度より第3子優遇事業を開始し、保育料軽減を図りました。後期計画においても、継続して取り組んでいきます。
- 幼稚園就園奨励費補助金についても、前期計画において、平成17年度より「柳川市私立幼稚園就園奨励費補助金」の交付を実施しています。また、平成18年度より第3子優遇事業を開始し、保護者の負担軽減を図っています。後期計画においても、継続して取り組んでいきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|---|--------|
| 15 | 保育料の軽減 | 現在は第3子優遇制度事業を実施しています。前期計画に引き続き、国の保育料基準より軽減を行い、経済的支援を充実していきます。 | 子育て支援課 |
| 16 | 幼稚園就園に対する支援 | 現在は私立幼稚園就園奨励費補助金交付を実施しています。前期計画に引き続き、経済的支援の拡充等により、保護者の経済的負担軽減を図り、幼稚園への就園を推進する事業を実施していきます。 | 学校教育課 |

3 子育て支援のネットワークづくり

核家族化が進むにつれ、子育てを支える地域社会の結びつきや、子どもに対する関心が薄くなってきているとともに、子育て家庭の孤立化が危惧されています。

子育て家庭に対する支援として、子育てに関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域子育て支援センター事業の推進や、子育てサークルの支援を行うなど保護者同士の交流や相談などを活性化させ、地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進していくことが望まれます。

(1) 情報提供体制の整備充実

- 以前より子育て支援センターでは「子育てプラスネット柳川」を作成し情報提供が行われてきました。さらに、平成19年度以降は「母子保健・予防接種ガイドブック」に子育て支援センター情報を掲載し、平成20年度以降は柳川市のホームページにおいて情報提供を行うなど、情報提供体制の整備充実に努めてきました。
- 後期計画においても継続して取り組むとともに、子育てサークルや地域の子育て関連情報など、新たな情報提供の実施に向けて検討を行います。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|---------------------|---|---------------------------|
| 17 | 情報提供体制の整備充実 | 母子保健・予防接種ガイドブックに、地域の子育て支援情報を掲載しています。また、健診、赤ちゃん訪問などの機会に情報提供を実施していきます。今後も引き続き、子育て支援に関する情報提供の実施に関する検討を行っていきます。 | 子育て支援課 生涯学習課 健康づくり課 |
| 7 【再掲】 | 地域子育て支援拠点事業 【再掲】 | 地域の子育てに悩む母親等の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナーなどを行い、育児への援助を行っています。現在はセンター型の地域子育て支援センターが市内に3か所、ひろば型が1か所ありますが、今後は、センター型1か所ひろば型3か所を継続実施し地域における子育て中の親子の総合支援や親同士の情報交換、親子の交流を促進していきます。 | 子育て支援課 |
| 18 | 子育てサークルへの支援 | 子育て中の親などが集まって、子育てセミナー等を行い、子育ての楽しさの共有と、子育てに関する情報交換などを行うことを目的に、子育て支援センター主催の会議（子育てネットワーク会議）を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 生涯学習課 |

4 児童の健全育成

子どもが健全で豊かな人間性を育んでいくためには、日々の遊びや自然体験など、様々な体験を積んでいくことが大切であり、そのような様々な体験や人々との関わりを通じて、自ら感じ、学び取る力を育成していくとともに、子ども自身も地域の一員として意識し、社会性の発達につながると考えます。

子どもが豊かな人間性や生きる力を育むためには、子ども自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭・学校・地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域全体で子どもを育てる環境を整備することが重要と考えます。

(1) 児童健全育成事業の推進

- 前期計画においては、児童館において学童保育事業、つどいの広場事業を行うなど親子のふれあいの機会の提供を行うとともに、ジュニアリーダー研修会やインリーダー研修会を実施し、自然体験活動を始めとする様々な体験活動の機会の提供を図ってきました。
- 後期計画においても、継続して事業を実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------|---|--------|
| 19 | 児童館事業 | 地域子どもたちが、健全な遊びを通じて、健康や体力を増進し、情操を豊かにしていくための施設として、市内に1か所設置・運営委託しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 20 | ブックスタート | 生後4ヶ月の赤ちゃんと保護者を対象に、乳幼児に対する情操教育を目的として、4ヶ月健康診査時に開催しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 図書館 |
| 21 | 読書感想画募集 | 自己の創造性、感受性豊かな心を育み、図書館・読書に対する興味・関心を深めてもらうことを目的に、市内の小中学生を対象に読書感想画を募集しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 図書館 |
| 22 | 社会教育育成事業 | 地域社会の一員として貢献する喜びを青少年期において体験させ、豊かな人間性を育むことを目的に、公民館事業のサポートや中学、高校生のボランティア育成等を行っています。また、ジュニアリーダー研修会、インリーダー研修会を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施するとともに、事業の充実を図っていきます。 | 生涯学習課 |

(2) 関係団体との連携

- 前期計画に引き続き、学校や地元ボランティアグループとの連携のもと、読み聞かせやおはなし会などを開催し、地域全体で子どもを育てる環境を整備していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------|--|-------|
| 23 | 関係団体との連携 | 学校や地元ボランティアグループとの連携のもと、読み聞かせやおはなし会などを開催しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |



Ⅱ 各論

■ 基本目標1 地域における子育ての支援 ■

(3) 児童健全育成に関する人材育成

- 前期計画スタート時には、各市町でそれぞれ実施していましたが、合併後は全市的な取り組みとして、関係団体等が行う青少年健全育成に係る指導者の育成事業等の支援に努めるとともに、子育てや地域活動を行うボランティア等の活用を進めてきました。後期計画でも継続して実施していきます。
- 子育てサークルの支援については、前期計画では、子育てネットワーク会議への出席や、活動の支援を行い、子育ての楽しさの共有と、子育てに関する情報交換などを促進してきました。後期計画でも継続してこれを実施するとともに、情報提供や活動場所などの支援についても実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|---------------------|--|-----------------|
| 24 | 指導者養成事業 | 社会教育活動指導者養成の一環として、指導者養成講座や研修会を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 25 | 社会教育委員研修会 | 社会教育委員の資質の向上を図るため、先進地の視察などの研修が行われています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 26 | 社会教育指導員（地域活動指導員を含む） | 成人教育、青少年教育などを教育長の命を受け、社会教育の特定分野の直接指導、学習相談にしています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 27 | 民生委員・児童委員 | 担当地区内での個別援助、児童健全育成、子育て支援などを行っています。今後も児童福祉に関する研修等を通して専門知識を深め、支援の充実を図ります。 | 福祉課 |
| 18 【再掲】 | 子育てサークルへの支援 【再掲】 | 子育て中の親などが集まって、子育てセミナー等を行い、子育ての楽しさの共有と、子育てに関する情報交換などを行うことを目的に、子育て支援センター主催の会議（子育てネットワーク会議）を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 生涯学習課 |

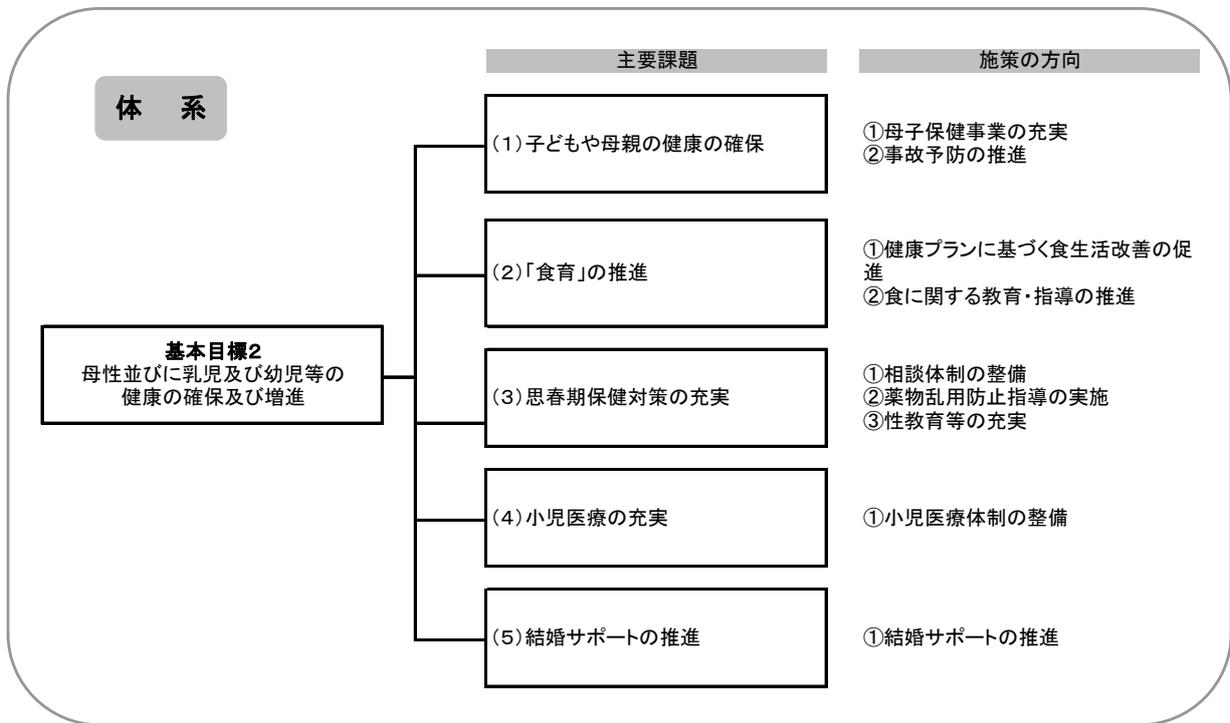
(4) 情報提供・意見交換

- 前期計画スタート時には、各市町でそれぞれ対応していましたが、合併後は全市的な取り組みとして、児童の健全育成を図る上で、関係者等への情報提供や意見交換の場を提供するとともに、それらの人々のネットワーク形成を推進しています。
- 後期計画においても、継続して事業を実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------|--|-------|
| 28 | 青少年問題協議会 | 地方青少年問題協議会法に基づき設置されるもので、青少年の指導・育成に関する審議等を行います。今後は協議会設置に向けた検討を行います。 | 生涯学習課 |
| 29 | 青少年育成市民会議 | 青少年の健全育成に関する住民意識の向上、青少年活動の展開などを行っています。以前は旧市町それぞれで団体がありましたが、合併後、それらを1つに統合しました。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 30 | 市子ども会育成協議会 | 子ども会、育成会及び指導者相互の連絡調整を図るとともに、その自主的な団結により、子ども会の健全な育成及び発展を図っています。以前は旧市町それぞれで団体がありましたが、合併後、それらを1つに統合しました。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



1 子どもや母親の健康の確保

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが何よりも必要です。

本市においても、母子手帳交付をはじめ、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級などの事業を通しながら、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期の一貫した母子保健活動を展開し、妊産婦、乳児、周産期の健康増進に尽力してきました。しかし、少子化、核家族化の進行や都市化、働く女性の増加等により、子どもを育てる環境は大きく変化し、情報の氾濫や地域の中での人と人のつながりの希薄さから、育児不安の増大を招いている状況もみられ、これらの課題に対応していくことが必要となっています。

安心して出産、育児ができるとともに、次の世代を担う子ども達を地域社会の中で育てる、という観点にたち、今後も母子保健事業内容の充実に努めていく必要があると考えます。

(1) 母子保健事業の充実

- いずれの事業も、前期計画スタート時には各市町それぞれで実施していましたが、合併後は一本化され、妊娠期の健康づくりや出産に関して、男女がともに学べる機会の充実を図るため、情報提供や相談対応を行うとともに、集団教育形式によるマタニティセミナー等を開催し、親としての自覚の形成や子育て期における仲間づくりを支援してきました。
- 後期計画においても継続して事業を実施していきます。特に新生児・産婦家庭訪問は、年々訪問件数が増えており、今後とも力を入れて取り組むべき事業であると考えます。一方で、マタニティセミナーは、平成20年度に回数が減少しているため、より充実した内容を提供できるよう努力します。幼児期のメディア接触コントロールの情報は、4ヶ月・10ヶ月児健診の時に資料を配付し、乳児訪問の時も必要に応じて話をしていきますが、今後は1歳6ヶ月児健診・3歳児健診の場でも、より指導を強化していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|--|--------|
| 31 | 予防接種事業（乳幼児） | 前期計画に引き続き、今後も継続して以下の事業を実施していきます。 ①感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防します。 ②予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。 | 健康づくり課 |
| 32 | 母子健康手帳交付 | 妊娠、出産、子どもの成長記録として、すべての親子が母子健康手帳を活用することができるようにしています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。また、手帳交付時において、妊娠中から子育て支援センターや赤ちゃんサロンに参加できることを伝えていきます。 | 健康づくり課 |
| 33 | 父子手帳交付 | 第一子出産時に、子育ての心がまえを記した父子手帳の交付を行っています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 34 | 妊産婦向け母子保健事業 | 集団教育形式によるマタニティセミナーを実施し、不安や身体状況のトラブルなく出産に臨むことができるようにしています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 35 | 乳児向け母子保健事業 | 集団・グループ別での教育形式による赤ちゃんサロンを実施しています。今後も事業を継続し、他の赤ちゃんや先輩ママとの交流として、赤ちゃんサロンに妊婦さんも参加できることをPRしていきます。 | 健康づくり課 |

Ⅱ 各論

■ 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ■

《具体的施策（続き）》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|---|--------|
| 36 | 幼児向け母子保健事業 | 集団・グループ別で、親子教室等を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 37 | 妊婦健康診査 | 妊娠経過の確認ができ、診査の結果明らかになった心配事項について、専門的なアドバイスを受けることができるよう、妊婦健診補助を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 38 | 新生児・産婦家庭訪問 | 生後0～4ヶ月の子どもを持つ親が、母乳や育児等に対する不安や悩みを抱えることなく子育てができるために、きめ細やかな情報提供と育児支援が受けられる家庭訪問を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 39 | 乳児家庭全戸訪問事業 | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供と適切なサービスの提供に結びつけます。 | 子育て支援課 |
| 40 | 乳児健康診査 | 4ヶ月・10ヶ月児健康診査を各々開催しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 41 | 1歳6ヶ月児健康診査 | 育児不安の解消、親同士の交流、う歯予防、望ましい食生活の実践などを目的として実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 42 | 3歳児健康診査 | 育児不安の解消、親同士の交流、う歯予防、望ましい食生活の実践などを目的として実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 43 | 乳幼児発達事後指導相談 | 障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、将来、精神・運動発達面において障害を招来する恐れのある子どもを早期に把握し、適切な指導を行うことにより、その健全な発達を促進することを目的に実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 44 | 乳幼児家庭訪問 | 育児不安がある親や、各種健診・相談後に、継続個別事後相談が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問、電話相談を実施し、保健指導を行っています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 45 | 不妊治療対策助成事業 | 少子化対策の一つとして、一般不妊治療後特定不妊治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成します。 | 健康づくり課 |
| 46 | 健康まつり | 住民の健康に対する意識向上のための普及活動及び、保健事業の実施内容の周知を図っています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |

■ 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ■

(2) 事故予防の推進

- 前期計画スタート時には、旧柳川市のみで行われていましたが、合併後は全ての地域で行われています。健診等の場を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防に向けて、啓発、情報提供等に取り組んできました。
- 後期計画においても、継続して実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------|---|--------|
| 47 | 事故予防の推進 | 誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防に向けて、啓発、情報提供等に取り組んでいます。これまで、1歳6ヶ月健診・3歳児健診で安全チェックリストのアンケートを実施してきました。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |

2 「食育」の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。また、食は人間性の形成と家族関係づくりの基本でもあります。このため、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じた家族形成と心豊かな人間性を育んでいくことができるよう、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携を図りつつ、望ましい食習慣に関する学習の機会や情報提供を進めていく必要があると考えます。

(1) 健康プランに基づく食生活改善の促進

- 健康的な食習慣づくりの推進を図るため、前期計画では、健診時におやつを提供や、朝食アンケート、朝食の展示など、親に対する啓発、情報提供等の取り組みを行ってきました。
- 後期計画においても、健康プランに基づく食生活改善促進に関する事業等に取り組んでいきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|--------|
| 48 | 健康プランに基づく食生活改善の促進 | 健康的な食習慣づくりの推進を図るため、朝食の大切さと、おやつの意義について資料を配布する事業等を実施しています。今後も継続して事業を実施するとともに、事業の充実を図ります。 | 健康づくり課 |

(2) 食に関する教育・指導の推進

- 前期計画では、食育推進研修会や、離乳食教室、認定農業者会交流事業、学校での食育教育などを実施するとともに、地産地消や旬の食材・安全な食材の使用、生産者や調理人との交流なども検討してきました。
- 後期計画においても、子どもやその保護者に対して、食生活の重要性について啓発するとともに、子どもにとって望ましい食生活のあり方等についての情報提供を行います。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------|---|--|
| 49 | 食に関する教育 | <p>今後も継続して以下の事業を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所等で体験型の学習や保育士の研修会を開催することによる食育推進 ○食育推進研修会 ○離乳食教室、幼児食教室、母子手帳交付時の講話 ○認定農業者会交流事業 ○各学校で食育教育の実施 ○地産地消や旬の食材・安全な食材の使用、生産者や調理人との交流など | <p>子育て支援課 健康づくり課 農政課 学校教育課 水産振興課</p> |
| 50 | 出前講座 | <p>乳幼児食についての講話、調理実習を内容とした出前講座を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。</p> | <p>健康づくり課</p> |

3 思春期保健対策の充実

思春期における保健対策は従来、学校保健が中心となり実施されてきました。しかし近年、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用、性の逸脱行動などが社会問題化しています。子どもたちが健全で豊かな人間性を育むためには、学童期・思春期における心身の健康課題への対応が必要不可欠な状況にあるといえます。

思春期保健対策の充実には、学校保健との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携も必要であることから、より一層関係機関への働きかけ及び体制整備を行っていく必要があると考えます。

(1) 相談体制の整備

- 前期計画がスタートした当初、スクールカウンセラーは、1市2町合わせて5か所の配置がありましたが、平成17年度には週8時間、全中学校に配置しました。
- 後期計画においても、児童生徒や保護者が、心や身体の悩みを気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|--|-------|
| 51 | スクールカウンセラー活用事業 | スクールカウンセラーを週8時間全中学校に配置し、学校における教育相談機能を高めるため調査研究を行い、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決に資するよう実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |

(2) 薬物乱用防止指導の実施

- 前期計画に引き続き、各学校単位で喫煙や飲酒、薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------------|---|-------|
| 52 | 薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施 | 各学校単位で薬物乱用防止指導に関する計画書を作成し、保健、保健体育、道徳教育、特別活動、講話等の実施を通じて指導を行っています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |

(3) 性教育等の充実

- 前期計画に引き続き、各学校単位で成長段階に応じ、性に関する正しい知識の涵養や、命の大切さに関わる教育を実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|-------|
| 53 | 性及び命の大切さに関する教育の充実 | 各学校単位で、成長段階に応じ性に関する正しい知識の涵養や、命の大切さに関わる教育を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |

4 小児医療の充実

安心して子どもを生み育てるためには、母子保健とともに小児医療体制を充実させることが不可欠となります。

このため、救急医療などの小児医療体制を整備し、子どもの急病時でも安心できる環境づくりを図っていく必要があると考えます。

(1) 小児医療体制の整備

- 前期計画においては、平成17年度に在宅当番医制と病院群輪番制を実施させ、平成20年度には久留米広域市町村圏事務組合から、久留米広域小児救急センターでの取り組みも実施されています。後期計画においても、小児救急医療体制などの情報提供を行い、周知に努めます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------|--|--------|
| 54 | 小児医療体制の整備 | 小児科医の不足、緊急医療体制の未整備などの問題の解決を図るべく、本市では在宅当番医制や病院群輪番制を実施しています。また、久留米広域市町村圏事務組合より久留米広域小児救急センターでの取り組みも実施されています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |

5. 結婚サポートの推進

柳川市では、全国的にみても急速な少子化が進んでいます。次世代育成対策に取り組む中で、少子化の背景にある晩婚化や未婚化などの問題、つまり独身の方々への結婚支援について取り組んでいく必要があると考え、結婚サポートを推進していきます。

(1) 結婚サポートの推進

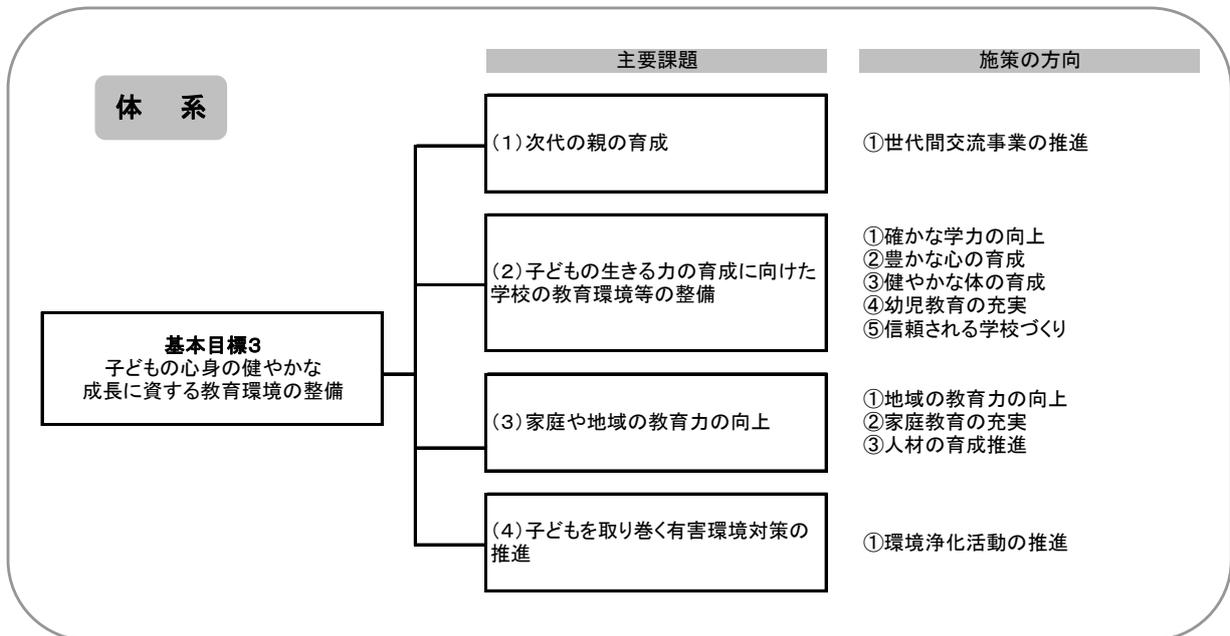
■ 後期計画より新たに、結婚支援として結婚サポートセンター運営事業に取り組みます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|---|-----|
| 55 | 結婚サポートセンター運営事業 | 未婚の男女に交流の場、出会いの機会を提供し、人口増や若者の定住促進を図ります。 | 企画課 |



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



1 次代の親の育成

子どもを生み育て、健全で豊かな人間性を育てていくためには、地域ぐるみで子育てを支援していく仕組みとともに、家庭において健全な生活習慣や教育を保護者が日々実践できることも重要と考えます。また、家事や育児、子どもの教育などについて男女の共同参画の生活習慣が定着するよう、男女平等社会の意識の醸成に努めることも必要です。

さらには、中学生・高校生等に対しても、子どもを生み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みも必要と考えます。

(1) 世代間交流事業の推進

- 前期計画においては、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等を実施するとともに、次世代育成の視点を盛り込んだ事業を実施するように働きかけてきました。
- 後期計画においては、中高生などの年長の子どもの視野に入れ、地域住民やボランティア等との連携により、乳幼児とのふれあい、様々な交流・体験活動や自主活動ができる機会づくりを進めます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------|---|-------|
| 56 | 公民館事業 | 各公民館事業の中で、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等が実施されています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 57 | 図書館ボランティア | 市内の中学生を対象に、乳幼児へのよみきかせ等の「おはなし会」を実施しています。ボランティアによる体験事業とともに、乳幼児とふれあう機会としても捉え、今後も継続して事業を実施していきます。 | 図書館 |



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校教育は人間形成として必要な資質を養うとともに、個性の伸長や社会性を培うための確かな学力と豊かな心、健やかな体を育てるという重要な役割を担っています。また、就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や、社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担うといえます。

次代の担い手である子どもが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会を作り、世界の中で信頼される人として育っていけるよう家庭、学校、地域といった社会全体で子どもたちが「生きる力」を身につけるための環境等を整備することが必要と考えます。

(1) 確かな学力の向上

- 前期計画においては、すべての小中学校におけるインターネット環境の整備や、英語講師の全学年への派遣、平成20年度からの環境教育の副読本の編集などに取り組んできました。
- 後期計画においては、情報処理能力や情報モラルの育成に加え、外国語活動としてALTの派遣等を行い、心の教育、国際理解教育、情報教育などの現代的課題に対応した教育などを積極的に取り入れていきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|---|-------|
| 58 | ICT教育推進事業 | 各小・中学校に設置しているパソコン教室を活用し、情報処理能力や情報モラルの育成に努めます。 | 学校教育課 |
| 59 | 小学校への外国語指導助手の派遣 | 外国語活動の際に、特別講師を派遣しています。小学5、6年生の外国語活動それぞれ35時間にALT(外国語指導助手)を派遣し、更に市独自で小学1～4年生にも10時間のALTを派遣しています。今後も継続していきます。 | 学校教育課 |
| 60 | 外国語指導助手の配置(中学校) | 中学校に外国人のALT(外国語指導助手)を配置しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 61 | 環境教育の副読本の編集 | 環境教育の振興に向けた環境教育副読本「掘割の歴史」を作成します。 | 学校教育課 |

(2) 豊かな心の育成

- 前期計画においては、柳川市適応指導教室「ありあけ」を設置したり、「問題を抱える子どもの自立支援ネットワーク会議」を開催し、ネットワークづくりについて検討するなど、不登校等の問題に対して取り組んできました。
- 後期計画においては、児童生徒や保護者がいじめ・不登校・非行等の問題に関して、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を開催するなど、関係機関とのネットワークづくりをより強化していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|---|
| 62 | 研究指定校事業 | 市内の全ての小・中学校教育に共通する今日的な教育問題について実践的研究を行う学校として、毎年2校を研究指定校として委嘱し、3年間の研究成果を本市内の小・中学校に啓発・普及することによって、本市教育の充実・改善を図っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 63 | 適応指導教室 | 心理的、情緒的理由により、登校できない、学校に行きたくても行けない状態にある児童・生徒の学校復帰の援助を目的とした「ありあけ」において、復帰のためのプログラム実施、研修計画の企画運営、各学校との連携活動、各種啓発活動にあたり、来所する児童生徒の指導等を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 64 | 関係機関とのネットワークづくり | 現在、不登校の問題に個別に対応している学校、民生委員、児童相談所などの各関係機関が、相互に情報を交換し、問題を抱える人たちの現状把握や相談の受付などができ、問題を適切に解決できるよう連携をとることができるネットワークづくりについて、引き続き検討していきます。 | 学校教育課 |
| 65 | 柳川市人権・同和教育研究協議会 | 学校教育における、人権・同和教育の研究と推進のために設置されています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 人権・同和教育推進室 |
| 66 | 「要保護児童対策地域協議会」の設置 | 児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう）の早期発見及びその適切な保護者並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を行っていきます。 | 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 健康づくり課 福祉課 |

(3) 健やかな体の育成

- 前期計画においては、総合型地域スポーツクラブを小学校単位に事業を拡大できるよう支援するなど、気軽にスポーツに親しめる場づくりを行い、健全な体の育成に関する支援を行ってきました。後期計画においても、継続して事業を実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|---|-------|
| 67 | 就学時健康診断 | 市内の全ての小学校において、新年度入学予定者に対して、就学時健康診断を実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 68 | スポーツ大会・関連行事の開催 | 13競技、16大会を実施しています。今後はこれらの行事を整理・統合していきます。 | 生涯学習課 |
| 69 | スポーツ少年団体への支援 | 市内には40の少年スポーツ団体があり、支援を行っています。今後も引き続き、少年スポーツ団体の支援・育成に努めていきます。 | 生涯学習課 |
| 70 | 総合型地域スポーツクラブ | 拠点施設を中心とした総合型の地域スポーツクラブを育成し、地域住民の継続的なスポーツ・文化・レクリエーション活動の場とすることを目的として市内に1か所設置されています。今後は小学校単位に事業を拡大できるよう支援していきます。 | 生涯学習課 |

(4) 幼児教育の充実

- 前期計画においては、平成20年度より幼・保・小連絡協議会を開催し、協議や研修等ができる場の設置に努めてきました。後期計画においても、幼稚園と保育所、小学校の連携を図り、就学前の教育に関する情報交換などが行える体制づくりを進めるとともに、一貫した教育の充実に努めます。
- 幼児教育についての情報発信事業についても、前期計画において幼児教育並びに保育所・幼稚園等の情報提供を実施してきました。後期計画においては、柳川市のホームページに掲載するなど、より情報を得やすい環境づくりに努めます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------|--|-------|
| 71 | 幼稚園・保育所・小学校教育の連携 | 幼稚園・保育所と小学校の職員が一同に会し、小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について協議、研修等のできる場として、幼・保・小連絡協議会を開催しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 72 | 幼児教育についての情報発信事業 | 市民に対して、幼児教育並びに保育所・幼稚園等について、今後は市のホームページなども利用した情報提供を行っていきます。 | 学校教育課 |
| 73 | 幼児教育の充実 | 幼児教育の充実を図るため、保育・教育環境の整備に努めます。 | 学校教育課 |

(5) 信頼される学校づくり

- 後期計画より新たに、学校教育の向上のため、学校教育施設の整備・安全確保に取り組みます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------|--|-------|
| 74 | 学校施設の整備 | 子どもが安全で豊かな学校環境で学習、生活ができるよう、昭和56年以前の旧耐震基準の建物で、耐震診断、耐力度調査の結果を基に耐震補強・改築工事の実施を検討します。 | 学校教育課 |

3 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、核家族が増え、兄弟の数も少なく、近所づきあいも希薄化した現代では家庭の教育力が低下していると言われています。また、青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発なども近年、社会問題化しています。その背景には家庭のみならず、地域の教育力の低下も一因と考えられます。

子どもたちの健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが必要と考えます。



(1) 地域の教育力の向上

- 前期計画スタート時には、各事業とも各市町で実施されていましたが、合併後は一本化され、次世代の視点を盛り込んだ事業の推進が取り組まれてきました。特に生涯学習の推進体制については、平成18年度に「柳川市生涯学習推進本部設置要綱」を整備し、推進してきました。
- 後期計画においても、学童農園事業、学校農園事業など、地域の財産を活用した教育活動を推進するとともに、地域住民やボランティア等との連携により、様々な交流・体験活動の推進を図ります。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------|---|-------|
| 75 | 学童農園事業 | 「むつごろうランド」において、学童、農漁業者及び都市生活者が農漁業に親しむとともに、交流の場とすることを目的に実施しています。今後も、より多目的に利用できるよう検討していきます。 | 農政課 |
| 76 | 学校農園事業 | 次代を担う子どもたちに農業体験の機会を与え、農業に対する理解の向上と労働の喜び、食べ物の大切さを再認識させることを目的に実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 77 | 学校開放事業 | 小・中学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で住民の利用に供しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 78 | 市民参画による生涯学習イベント | 住民参加のもと、青少年育成の各種行事を実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 79 | 各種講座の開催 | 少年の翼事業、世代間ふれあい交流事業、親子天体教室など、次世代育成の視点も持ち合わせて公民館にて事業を実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 56 【再掲】 | 公民館事業【再掲】 | 各公民館事業の中で、なかよし交流会や郷土学習、世代間ふれあい交流事業等が実施されています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 80 | 文化芸術振興事業 | 文化芸術の振興を図ることにより、薫り高い新たな市民文化を創造していくことを目的に実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 81 | 地域伝統行事等継承団体の育成 | 地域文化の継承と文化活動の支援のため、地域の伝統行事等の継承団体の設立・運営に対する支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 82 | 生涯学習の推進体制 | 柳川市生涯学習推進本部設置要綱を整備し、事業を推進しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |

■ 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ■

(2) 家庭教育の充実

- 家庭教育については、前期計画において、各公民館で家庭教育学級を開催し、事業内容の充実・拡大を目標に家庭教育学級が実施されてきました。後期計画においても、継続して実施します。
- 親に対する教育については、前期計画においては、平成17年度以降、柳川市立小中学校PTA連合会を支援するなど、子育ての重要性を伝えていくための教育事業の実施について検討、推進してきました。後期計画においても、親同士または親と子育てが終了した世代との交流を検討するなど、継続して実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------|--|-------|
| 83 | 家庭教育学級 | 家庭教育に関する啓発活動として、各公民館において家庭教育学級の開催、広報への関連記事の掲載などを行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 84 | 親に対する教育 | PTAでの講演・研修実施に関する依頼や講師等の派遣、社会教育事業において親同士または親と子育てが終了した世代との交流事業などを検討します。 | 生涯学習課 |

(3) 人材の育成推進

- 前期計画においては、平成18年度以降指導員を設置し、地域の教育力を高めるための活動を推進してきました。後期計画においても継続して事業を実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-------------------------|--|-------|
| 26 【再掲】 | 社会教育指導員（地域活動指導員を含む）【再掲】 | 成人教育、青少年教育などを教育長の命を受け、社会教育の特定分野の直接指導、学習相談に応じています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット、携帯電話、ゲーム等のメディア上の性、暴力等の有害情報について、子どもたちの心身の健全な成長に悪影響をおよぼすことが懸念されています。特に、性や暴力等の有害情報を内容とするメディアは以前よりも比較的子どもたちの手の届きやすい範囲に存在するようになってきており、これらの有害情報を模した事件が起きるなど、防犯上の観点からも深刻な事態になっているといえます。

このため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要と考えます。

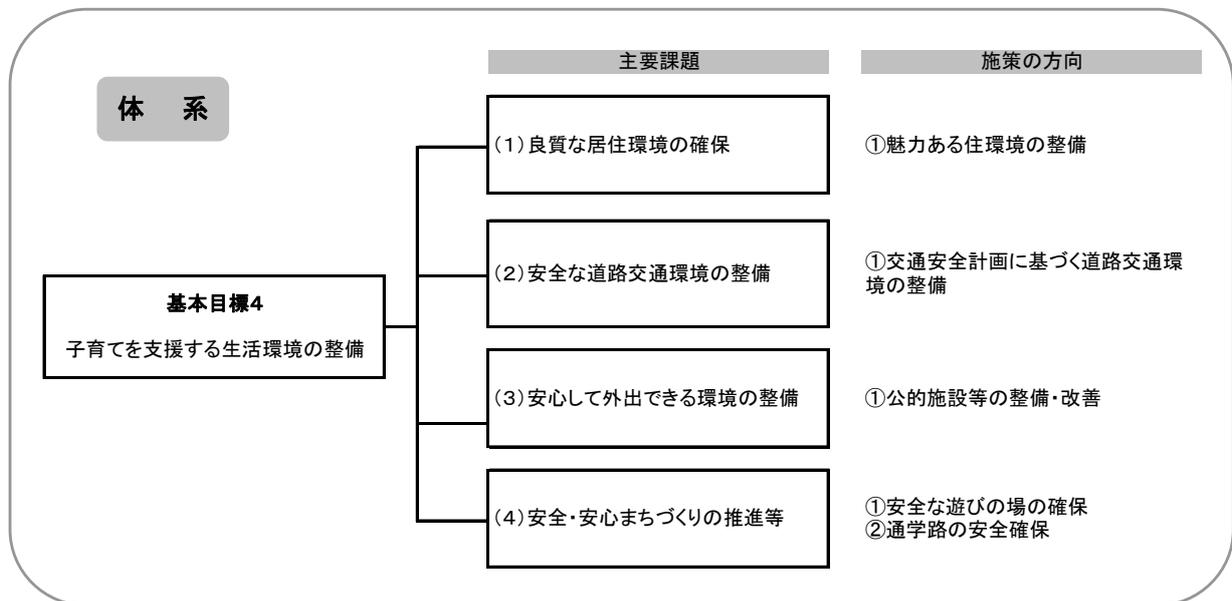
(1) 環境浄化活動の推進

- 前期計画スタート時には、各市町でそれぞれ団体がありましたが、平成18年度に統合し、一本化しました。
- 後期計画においても、有害情報や有害環境の浄化活動を行うとともに、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|----------------------|--|-------|
| 29 【再掲】 | 青少年育成市民会議【再掲】 | 青少年の健全育成に関する住民意識の向上、青少年活動の展開などを行っています。以前は旧市町それぞれで団体がありましたが、合併後、それらを1つに統合しました。今後も継続して事業を実施していきます。 | 生涯学習課 |
| 85 | 環境浄化活動 | 携帯電話等を介した子ども達への有害情報や被害を未然に防止するため、学校への携帯電話を持参しないよう指導しています。今後も実施していきます。 | 学校教育課 |
| 86 | 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査 | 福岡県青少年健全育成条例に基づいて、調査員が、図書類取扱店等（書店、コンビニ店、ビデオ店等）に立ち入り、営業状況について、条例が守られているかどうかの調査を行っています。 | 生涯学習課 |

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備



1 良質な居住環境の確保

子育て支援の視点に立った生活環境の整備については、公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することや、交通利便性を確保し、職住近接型の市街地住宅の供給、全ての人にやさしいユニバーサルデザインを導入した良好な住宅地の総合的整備などが望まれます。

この実現のためには、従来の用途区分の見直しや、民間活力の導入による良質な住宅の確保、計画的な公営住宅の整備等が必要となります。

注) ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。

■ 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 ■

(1) 魅力ある住環境の整備

- 前期計画においては、民間活動の導入を想定した適正な土地利用の誘導と、住宅整備を促進させるため、平成18年度に市営住宅ストック総合活用計画を策定し、桜ノ木団地建替に着工し、翌19年度には竣工しました。また平成20年度には中山団地建替に伴う用地買収と設計に着手しました。
- 後期計画においても従来の用途区分の見直しや、民間活力の導入による良質な住宅の確保、計画的な公営住宅の整備等について検討していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|--|-----|
| 87 | 公営住宅の建て替え事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合活用計画に基づく適正な公営住宅の整備を促進します。 ・同計画の見直しを行い、高齢化や障害者にも配慮した老朽住宅の建て替えなど、良質な住宅環境を図ります。 | 建設課 |

2 安全な道路交通環境の整備

子どもが地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりある生活環境が必要です。

市内には道路幅員の狭い道路や歩道のない道路も多く、安全に通行できるかを危惧する声もきかれることから、歩行者、自転車の安全で快適な通行を確保するとともに、交通事故を未然に防ぐため、子どものみならず、高齢者・障害者等のだれもが安心して通行できる歩行空間の確保が必要と考えます。

(1) 交通安全計画に基づく道路交通環境の整備

- 前期計画においては、第8次交通安全計画を策定し、子ども及び子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備を推進してきました。
- 後期計画においては、第9次交通安全計画を策定し、引き続き事業に取り組んでいきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------|--|-------|
| 88 | 交通安全計画 | 第9次交通安全計画を策定し、これに基づく道路交通環境の整備を進めていきます。 | 安全安心課 |

■ 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 ■

3 安心して外出できる環境の整備

市民一人ひとりが大切にされ、誰もが住み慣れた地域の中で自立し、ともに生きる社会にするというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するためには、様々なバリアを解消する必要があります。子育て社会においても、妊娠期間中の女性や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不自由になることがあります。

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があると考えます。

注1) ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケンセンが精神薄弱者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念であり、「障害者等社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、社会に生活する個人として、そのあるがままの姿で一般の社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方」である。

注2) バリアフリー

障害のある人が生活している上で障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味で、1974年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したころから使われるようになった。これは、室内の段差などの物理的障壁、障害のために特定の資格が取得できない制度の障壁、情報が伝わらない情報の障壁、障害者への差別・偏見などの心理的障壁等、すべての障壁を取り除こうという考え方である。

(1) 公的施設等の整備・改善

- 乳幼児を連れていても外出しやすい環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化が必要です。前期計画においては、両開小北側の歩道切り下げ工事を行うなど、「ハートビル法」および「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備に努めてきました。また、市庁舎を中心に、「段差解消」「多目的トイレの設置」「障害者用駐車場の設置」等の重点施設整備に努めてきました。
- これらの事業について、後期計画においても継続して実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|--|-----|
| 89 | 公共施設のバリアフリー化の推進 | 「ハートビル法」及び「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備に努めます。 | 建設課 |
| 90 | 重点施設整備 | 市庁舎を中心として、多くの方が利用する施設については「段差解消」、障害者、妊産婦または親子連れでも使用できる「多目的トイレの設置」、「障害者用駐車場の設置」等の重点施設整備に努めます。 | 建設課 |

4 安全・安心まちづくりの推進等

生活に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察等のみならず、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが協力して安全体制・防犯体制を整備していく必要があると考えます。

(1) 安全な遊び場の確保

- 前期計画においては、平成18年以降、全市を区域として定期的な安全点検を実施しています。
- 後期計画においても、子どもが安心して遊ぶことができるよう、遊具等の整備、安全管理を推進するとともに、児童遊園等の整備・とりまとめについての検討をしていきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|---------------|---|-------|
| 91 | 公園遊具等の安全管理・補修 | 定期的な安全点検を実施し、補修が必要な箇所がある場合には民間業者に委託しています。今後も、安全管理のため、遊具の点検業務を行っていきます。 | 生涯学習課 |
| 92 | 児童遊園の管理 | 地域の神社の境内、公民館等に遊具を設置しています。今後はこれらの安全管理に加え、整備・とりまとめについても検討します。 | 生涯学習課 |

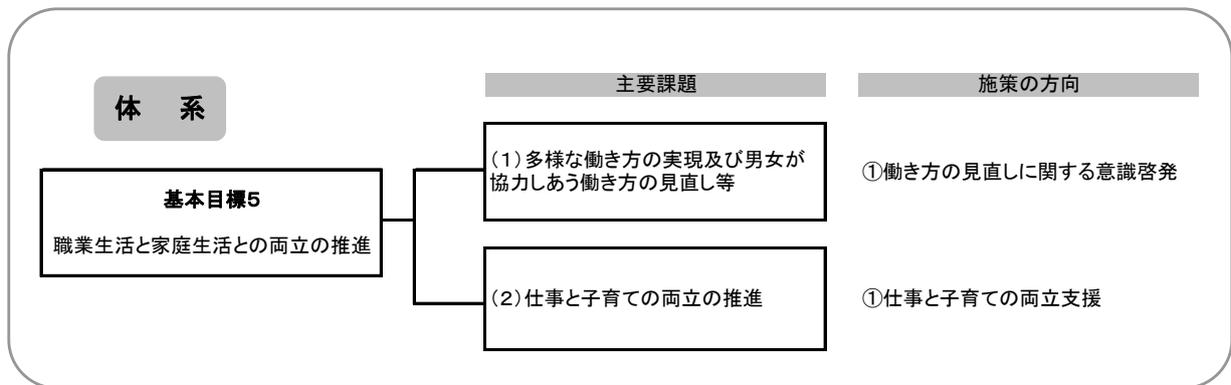
(2) 通学路の安全確保

- 前期計画においては、各市町の設置基準を統一し、それに基づき防犯灯を設置してきました。
- 後期計画においては、防犯灯整備計画に基づいて、地域や学校、家庭等と連携して、通学路の安全対策等を推進します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------|---|-------|
| 93 | 防犯灯の設置 | 通学路に防犯灯等を設置しています。今後も、防犯灯整備計画に基づいて防犯灯の設置を実施していきます。 | 安全安心課 |

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進



1 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等

子どもが健やかな人間性を育むためには、母親のみならず父親も重要な役割を担うと考えます。

本市では男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 18 年度に行政が取り組む基本の方針と施策を総合的に定めた「柳川市男女共同参画計画」を策定し、男女が対等なパートナーとして、多様な生き方を選択し、十分、力が発揮できるよう、その推進に努めており、その中で男女の育児や子育てに関する共同参画についても広報・啓発活動を進めています。

家庭における子育ては父親、母親がともに担うものであることから、職場・地域・家庭における男女の固定的役割分担意識の改革を積極的に促し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女共同参画社会の啓発が必要です。また、男性も女性も、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」も考えていくことが必要と考えます。

■ 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進 ■

(1) 働き方の見直しに関する意識啓発

- 前期計画においては、広報や講演会等を通じて男女共同参画意識の啓発を進めたり、パンフレットやホームページにおいて労働関係法規の情報提供を行うなど広報・啓発活動を進めるとともに、平成20年度には職場での悩み相談・就労相談を開催しました。
- 後期計画においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方の周知とともに、関連法規等の広報・啓発、情報提供等を、労働者、事業主の双方に向けて推進していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|--|--------------|
| 94 | 男女共同参画の意識啓発 | 男女共同参画の推進に向けた広報や講演会等を実施しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 企画課 |
| 95 | 労働関係法規の情報提供 | 各庁内窓口でのパンフレット等配置やホームページ掲載などにより、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、労働関係法規の周知を図っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 商工振興課 企画課 |
| 96 | 女性労働相談の実施 | 職場での悩み相談・就労相談を開催し、女性への就労相談や情報提供及び関連法規に関する啓発を進め、就労支援を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 商工振興課 企画課 |
| 97 | 事業者への広報 | 職場における正しい知識の普及と、労働環境整備についての意識啓発を図るべく、県が開催するセミナー参加者の募集の周知を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 商工振興課 企画課 |

■ 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進 ■

2 仕事と子育ての両立の推進

少子・高齢化が急速に進むなか、社会で男女がともに個性と能力を活かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、お互いを対等なパートナーとして理解を深め、多様な働き方を選ぶことができるような環境づくりが必要です。また、仕事と家庭が両立できるような社会的支援を図ることも必要です。

(1) 仕事と子育ての両立支援

- 前期計画においては、放課後児童健全育成事業などを通じて働く親の支援を行ってきました。また、労働法規に関するセミナーや雇用優良企業の表彰、広報での紹介を目標としてきましたが、残念ながら実施できていない状況です。
- 特に雇用優良企業については、福岡県の「子育て応援宣言企業」登録が市内の57事業所に登っており、企業の更なる取り組みを進めるためにも、後期計画においては、仕事と子育ての両立に関する広報や情報提供を進めるとともに、事業主に対して県・関係団体等と連携をとりながら、男女共同参画に関する情報の提供や意識の啓発などに努めていく必要があると考えます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------------------|--|-----------------|
| 1 【再掲】 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 【再掲】 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(主に低学年)を、放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図ることを目的として実施しています。今後は放課後児童健全育成事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 98 | 事業者向け労働セミナー等の開催 | 仕事と家事・育児・介護を両立できるように、事業者向けに育児休業制度や子の看護休暇制度など、労働法規に関するセミナー等の開催について検討します。 | 商工振興課 |
| 99 | 男女共同参画を推進する企業の雇用優良表彰および事例紹介 | 仕事と家庭を両立するための労働制度の導入や、多様な雇用形態を取り入れている雇用優良企業の表彰、広報での紹介について検討します。 | 商工振興課 企画課 |
| 2 【再掲】 | 幼稚園預かり保育事業 【再掲】 | 幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育する預かり保育事業を実施しています。前期計画に引き続き、今後も事業の充実を図っていきます。 | 学校教育課 子育て支援課 |

Ⅱ 各論

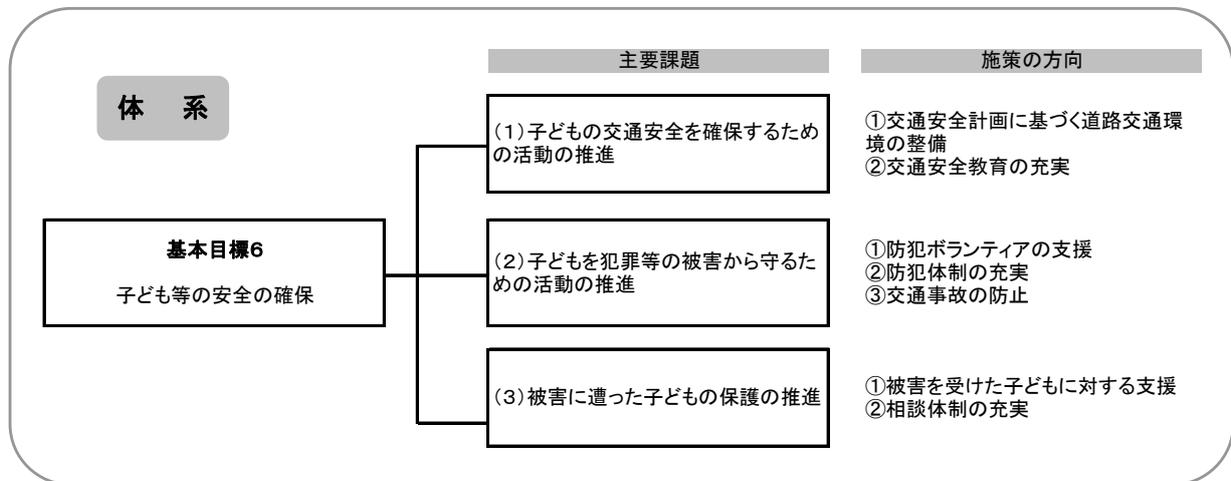
■ 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進 ■

《具体的施策つづき》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|---------------------------|---|--------|
| 5 【再掲】 | 病児・病後児保育事業 (病後児保育)【再掲】 | 病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する事業です。現在、市内1か所で実施されていますが、今後は事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 6 【再掲】 | 一時預かり事業【再掲】 | 就労形態の多様化や、保護者の傷病等により児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより、児童の福祉の増進を図っています。今後は事業の充実を図るべく、実施箇所の増設を検討します。 | 子育て支援課 |
| 9 【再掲】 | ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 | 子どもの保育を「受けたいもの」と「援助したいもの」との連絡及び調整を行い、援助希望者の講習その他の必要な援助を行なう事業です。今後は子育て中の保護者の生活実態やサービス利用意向等を把握し、当該事業の実施に向けた検討を行います。 | 子育て支援課 |



基本目標6 子ども等の安全の確保



1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、行政や警察等だけではなく、保育所、学校、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通事故防止対策を推進していくことが必要です。

(1) 交通安全計画に基づく道路交通環境の整備

- 前期計画においては、第8次交通安全計画を策定し、子ども及び子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備を推進してきました。
- 後期計画においては、第9次交通安全計画を策定し、引き続き事業に取り組んでいきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|------------|--|-------|
| 88 【再掲】 | 交通安全計画【再掲】 | 第9次交通安全計画を策定し、これに基づく道路交通環境の整備を進めていきます。 | 安全安心課 |

(2) 交通安全教育の充実

- 前期計画においては、講習・セミナー等の実施について検討してきました。
- 後期計画においても、交通安全指導員などの人材の育成や活動支援に努めるとともに、学校や警察等の関係機関と連携し、子どもや保護者を対象とした交通安全教育を継続して実施します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|--------|--|-------|
| 100 | 交通安全教育 | 現在実施されている交通安全教室による交通安全教育と併せ、点字ブロックや障害者設備などのある道路での歩き方のマナー、チャイルドシートの正しい使用などの視点を取り入れた、講習・セミナー等の実施について検討します。 | 安全安心課 |

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

我が国の刑法犯認知件数はここ近年、増加傾向にあり、特に、街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）が急激に増加しています、中でも、女性や子どもが犯罪の標的にされるケースが急激に増えてきています。

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、生活に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察だけではなく、子ども自身や親を含め、地域住民などより多くの人々が協力して子どもを犯罪被害から守る必要があると考えます。

(1) 防犯ボランティアの支援

- 前期計画においては、各学校単位で地域の見守り活動を推進するとともに、「子ども110番の家」などの周知を図ってきました。後期計画においても、継続して事業を実施していきます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------|--|-------|
| 101 | 子ども110番の家 | 各学校単位で、登下校時などに、子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための「子ども110番の家」を指定しています。また、声かけによる注意、不審者のチェックなども行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |

(2) 防犯体制の充実

- 前期計画においては、安全安心まちづくり条例に基づき、住民が犯罪に遭わない地域社会の形成に尽力してきました。また、関係機関・団体・学校等が連携し、防犯に関する情報交換を実施するなど、安全安心まちづくり推進協議会の活動を推進してきました。
- 後期計画においても、学校や警察等の関係機関と連携し、不審者や犯罪者に対する情報の収集と共有を図るとともに、子どもや保護者に対する防犯教育を行います。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-------------|---|-------|
| 102 | 安全安心まちづくり条例 | 住民が犯罪に遭わない地域社会の形成のために制定されています。今後も安全安心まちづくり条例に基づいて、事業を推進していきます。 | 安全安心課 |
| 103 | 関係機関の連携 | 安全安心まちづくり推進協議会の活動を推進し、関係機関・団体・学校等（幼稚園・保育所）が連携して、防犯に関する情報交換を引き続き行います。 | 安全安心課 |
| 104 | 小中学校安全指導員 | 児童生徒の安全対策強化のため、6中学校区に各1人の警察OBの安全指導員を配置して、下校時の校内及び通学路における巡視等を行い、犯罪や事故等の未然防止と安全確保を図っています。 | 学校教育課 |

(3) 交通事故の防止

- 交通安全の推進を図り、交通事故の起こりにくいまちづくりを推進するため「柳川市交通安全推進協議会」と「安全安心まちづくり推進協議会」の活動が連携し、登下校時の交通事故を防止します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------|--|-------|
| 105 | 交通安全街頭啓発事業 | 子ども等が交通事故に遭わないように、街頭啓発やパトロールを行っています。今後も継続して実施していきます。 | 安全安心課 |

3 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のみならず、はからずも被害に遭ってしまった子どもが再び社会に復帰し、地域の住民とともに暮らしていけるよう、被害に遭った子どものケアも必要と考えます。

(1) 被害を受けた子どもに対する支援

- 前期計画においては、不登校など様々な問題を抱える子どもたちを支援するため、柳川市いじめ防止対策委員会や柳川市適応指導教室「ありあけ」、問題を抱える子どもの自立支援ネットワーク会議を設置し、対応にあたってきました。
- 後期計画においては更に、犯罪や虐待などの被害に遭った子どもの保護に努めます。

《具体的施策》

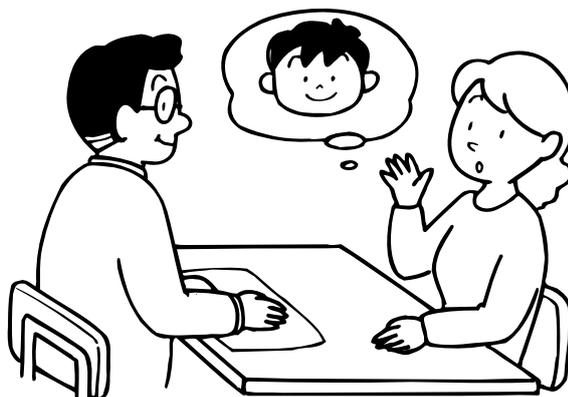
| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|--|---|
| 63 【再掲】 | 適応指導教室【再掲】 | 心理的、情緒的理由により、登校できない、学校に行きたくても行けない状態にある児童・生徒の学校復帰の援助を目的とした「ありあけ」において、復帰のためのプログラム実施、研修計画の企画運営、各学校との連携活動、各種啓発活動にあたり、来所する児童生徒の指導等を行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 66 【再掲】 | 「要保護児童対策地域協議会」の設置【再掲】 | 児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう）の早期発見及びその適切な保護者並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を行います。 | 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 健康づくり課 福祉課 |
| 106 | 母子生活支援事業 | 児童福祉法第38条に規定された児童福祉施設で、母子家庭の生活の安定と経済的、精神的自立を支援し、子どもの健やかな成長につなげていきます。 | 子育て支援課 |

(2) 相談体制の充実

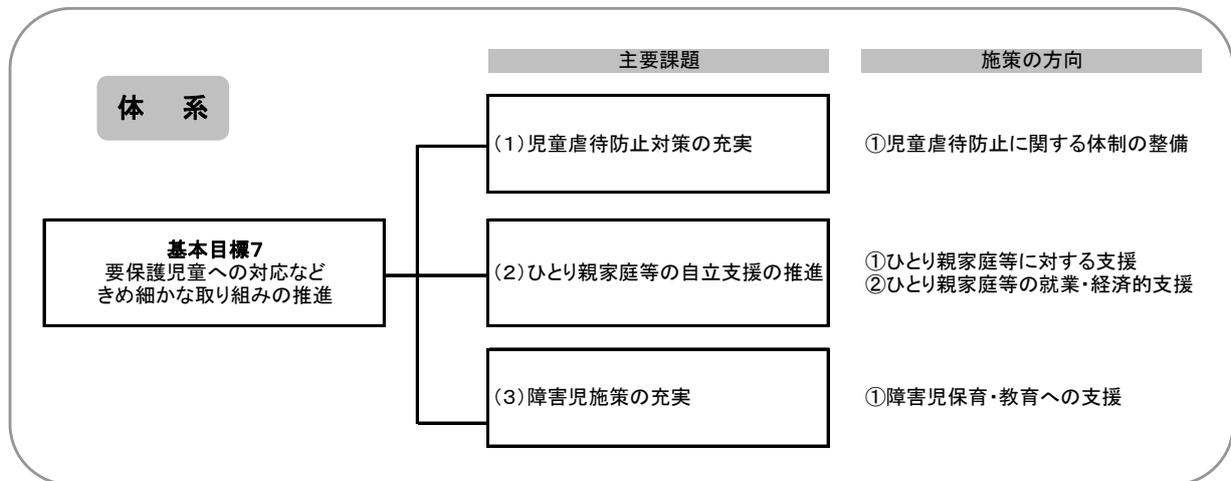
- 前期計画においては、平成 17 年度にスクールカウンセラーを週 8 時間、全中学校に配置し、子どもや保護者が相談しやすい場づくりに努めるとともに、家庭児童相談室事業の開設について検討を進め、平成 21 年度より実施しています。
- 後期計画においては、更に犯罪や虐待などの被害に遭った子どもやその親が相談できる体制づくりに努めます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|--------------------|--|--------|
| 50 【再掲】 | スクールカウンセラー活用事業【再掲】 | スクールカウンセラーを週 8 時間全中学校に配置し、学校における教育相談機能を高めるため調査研究を行い、不登校やいじめ等の生活指導上の諸問題の解決に資するよう実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 107 | 家庭児童相談室事業 | 児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、相談員を配置して相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとりながら支援をしていきます。 | 子育て支援課 |



基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進



1 児童虐待防止対策の充実

子どもは、親の保護のもとで成長していきますが、大人と同じ人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人や相談する人が少ないなど、親の孤立化をはじめ、育児力の低下など様々な問題が原因として考えられますが、子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるのは確かなことといえます。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制を整備するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関に加え、NPO やボランティア団体なども含め、様々な人々が幅広く協力していくことが必要不可欠と考えます。

■ 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 ■

(1) 児童虐待防止に関する体制の整備

- 前期計画においては、平成20年度に「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。
- 後期計画においては、虐待の予防から早期発見、発見後の被虐待児及び保護者に対する支援等、庁内関係各課や児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、児童虐待に対する総合的な対応を図ります。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|---|---|
| 66 【再掲】 | 「要保護児童対策地域協議会」の設置【再掲】 | 児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう）の早期発見及びその適切な保護者並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を行います。 | 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 健康づくり課 福祉課 |
| 38 【再掲】 | 新生児・産婦家庭訪問【再掲】 | 生後1～2ヶ月の子どもを持つ親が、不安や悩みなく子育てに取組むことができるよう、保健師、看護師、助産師による家庭訪問を実施しています。前期計画に引き続き、今後も継続して事業を実施していきます。 | 健康づくり課 |
| 39 【再掲】 | 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】 | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供と適切なサービスの提供に結びつけます。 | 子育て支援課 |
| 108 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。 | 子育て支援課 |

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、離婚や交通事故などの増加に伴ってひとり親家庭が全国的に増加傾向にあり、今後も増えていくと予想されます。

母子家庭は、児童の教育、進学、しつけなどの点で悩みをかかえており、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。父子家庭の経済的基盤は比較的安定しているものの、児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っています。

これらの家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要と考えます。

(1) ひとり親家庭等に対する支援

- 前期計画においては、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活に対する援助を行ってきました。
- 後期計画においても継続して事業を実施するとともに、保育所や放課後児童クラブの利用に際して配慮を行うなど、更なる支援に取り組みます。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|--------|
| 109 | 母子家庭等日常生活支援事業 | 母(父)子家庭の母(父)・寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事や身の回りの世話などを行っています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 110 | 保育所や放課後児童クラブ等の利用における配慮 | 保育所や放課後児童クラブ等の利用に際し、母子家庭等ひとり親家庭の利用に配慮します。 | 子育て支援課 |

(2) ひとり親家庭等の就業・経済的支援

- 前期計画には含まれていませんが、平成19年度より、ひとり親家庭に対して、就労支援や経済支援などの自立支援を行ってきました。後期計画では、新たにこれを施策として掲げ、ひとり親家庭等の就業・自立支援を推進します。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|----------------|---|--------|
| 111 | 母子家庭等就業・自立支援事業 | 職業能力開発のための講座を受講する際の受講料の助成や、職業訓練期間中の生活費の負担軽減のための給付金の支給等により、母子家庭の母親の就労を支援します。 | 子育て支援課 |
| 112 | 母子自立支援員 | 母子家庭及び寡婦の様々な問題や悩みごとについて相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。 | 子育て支援課 |

3 障害児施策の充実

誰もが身近な地域で安心して生活できるようにするには、障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができるノーマライゼーションの理念に基づいた施策の展開のほか、障害の原因となる疾病の予防、及び障害の早期発見・治療を図ることも必要です。

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進して、早期発見に努めるとともに、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育の様々な分野において総合的な取り組みを進めていきます。また、保護者に対する育児相談など、障害児を持つ家族への支援も併せて行うことが必要であり、相談窓口の設置検討が必要です。

(1) 障害児保育・教育への支援

- 障害児保育事業については、前期計画において、旧柳川市のみで要綱を定めて補助金を支給していましたが、合併後は新市の事業として継続して実施してきました。後期計画においても、継続して実施します。
- 障害児保育環境改善事業については、平成 17 年度から毎年行ってきた、保育所施設整備事業の際に障害児を受け入れる保育所の拡大を図ってきました。
- 相談窓口の設置については、前期計画において、平成 17 年度より柳川市教育研究所で教育相談を実施し、平成 19 年 5 月には 3 障害の相談に総合的に対応する「柳川市障害福祉相談室きらり」を設置しました。
- その他、前期計画に引き続き在宅福祉サービスや障害児保育の充実を図ります。

《具体的施策》

| 施策番号 | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|-----------------|--|--------------|
| 113 | 障害児保育事業 | 障害児の発達と障害児保育の総合的な推進を図るため、要綱を定め補助金を出しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 114 | 障害児保育環境改善事業 | 障害児の保育に必要な環境整備を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに、障害児を受け入れる保育所の拡大を図っていきます。 | 子育て支援課 |
| 115 | 特別支援教育児童生徒の就学補助 | 特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を支給しています。今後も継続して事業を実施していきます。 | 学校教育課 |
| 116 | 相談窓口の設置 | 障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行なうとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。 | 学教教育課 福祉課 |